

西暦 2019 年 9 月吉日

出力抑制保証加入の発電事業者様 各位
(九州電力管内)

株式会社ウエストホールディングス

第 2 回 出力抑制保証【鹿児島エリア】の取り扱いに関するご案内

拝啓 初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第 2 回出力抑制保証の取り扱いに関しまして、電力会社による出力制御指示が発せられなかった為、出力抑制保証に該当する出力制御指示はございませんでした。

(九州電力ホームページ 過去の出力抑制実績)

http://www.kyuden.co.jp/power_usages/out_ctrl_history.html

次回の出力抑制の対象期間と報告期限は下記の通りとなっております。つきましては、お手数をお掛け致しますが、下記ご確認の上、所定手続きの程、宜しく願い申し上げます。

敬具

次回の出力抑制の対象期間と報告期限

期間	開始日	終了日	報告期限
期間①	2019 年 9 月 1 日	2020 年 2 月末日	2020 年 4 月末日
期間②	2020 年 3 月 1 日	2020 年 8 月末日	2020 年 10 月末日

次回の報告方法

- ① 発電事業者様にて、弊社ホームページにアップロードしている、エリア毎の「出力抑制報告書」をダウンロードして頂きます。(各期間の終了日の翌月末日までにホームページにアップロード致します。)
- ② 出力抑制保証書をご覧になりながら必要事項をご記入し**押印(シャチハタ可)**頂きます。
- ③ 「出力制御指示日」と「比較対象日」の全日分の発電量が確認出来る資料を同封の上、封書にて弊社にご郵送頂きます。※グラフだけでなく**当日分の発電量が明確に分かる資料**のご手配をお願い致します。
「発電量が確認出来る資料」とは、表示器(モニタ)に表示された発電量の写真、印刷物のことをいいます。発電事業者様が自ら作成された発電実績の転記一覧表等は該当致しませんので予めご注意ください。

【報告書郵送先】 〒163-1432 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティビル 32 階

【お問い合わせ先】 ウエストグループ お客様相談室 0120-666-268